

平成28年度第6回
「東京2020オリンピック・パラリンピック
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成28年7月8日（金）
都庁第二本庁舎31階特別会議室21

(午後1時30分開会)

○川道オリパラアセスメント担当課長 皆様、それでは、定刻になりましたので会を始めさせていただきますと思います。

本日は、お忙しい中、委員の皆様には御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、第3期の委員の皆様による初めての会議でございます。

会長が選任されますまでの間、私のほうで、進行役を務めさせていただきます。申し遅れましたが、私、環境局環境政策課のオリンピック・パラリンピックアセスメント担当の川道と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、評価委員会を公開で行うことにつきましては、平成25年12月の評価委員会に既に御了承をいただいております。したがって、本評価委員会は公開とさせていただきます。

傍聴の方は、途中退席されても結構です。なお、御発言等は御遠慮いただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまから平成28年度第6回「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

本日は、第3期委員によります、初めての評価委員会でございますので、五十音順に御紹介させていただきます。

池上三喜子委員でございます。

○池上委員 池上です。よろしくお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 片谷教孝委員でございます。

○片谷委員 よろしくお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 興水肇委員でございます。

○興水委員 よろしくお願ひします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 坂なつこ委員でございます。

○坂委員 よろしくお願ひいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 杉田文委員でございます。

○杉田委員 よろしくお願ひいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 千葉百子委員でございます。

○千葉委員 千葉と申します。よろしくお願ひします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 寺島孝一委員でございます。

- 寺島委員 よろしくお願いいたします。
- 川道オリパラアセスメント担当課長 中口毅博委員でございます。
- 中口委員 中口でございます。
- 川道オリパラアセスメント担当課長 中杉修身委員でございます。
- 中杉委員 よろしくお願いいたします。
- 川道オリパラアセスメント担当課長 野部達夫委員でございます。
- 野部委員 よろしくお願いいたします。
- 川道オリパラアセスメント担当課長 水村容子委員でございます。
- 水村委員 よろしくお願ひします。
- 川道オリパラアセスメント担当課長 柳憲一郎委員でございます。
- 柳委員 よろしくお願いいたします。
- 川道オリパラアセスメント担当課長 山本貢平委員でございます。
- 山本委員 よろしくお願ひします。
- 川道オリパラアセスメント担当課長 なお、本日御欠席でございますが、秋田典子委員、稲生信夫委員、谷川昇委員、平手小太郎委員に、御就任いただいております。

第3期の評価委員会はただいま御紹介いたしました17名の委員による構成となっております。

なお、任期は平成28年6月29日から平成30年6月28日までの2年間となっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、東京都側の出席者を御紹介いたします。

まず、環境局から環境局長の遠藤でございます。

- 遠藤環境局長 遠藤でございます。よろしくお願ひします。
- 川道オリパラアセスメント担当課長 政策調整担当部長の鈴木でございます。
- 鈴木政策調整担当部長 鈴木でございます。どうぞよろしくお願ひします。
- 川道オリパラアセスメント担当課長 アセスメント担当課長の宇山でございます。
- 宇山アセスメント担当課長 宇山でございます。よろしくお願ひいたします。
- 川道オリパラアセスメント担当課長 アセスメント担当課長の池田でございます。
- 池田アセスメント担当課長 池田です。よろしくお願ひいたします。
- 川道オリパラアセスメント担当課長 本日欠席をしておりますけれども、自治体連携推進担当課長の長谷川でございます。

次に、オリンピック・パラリンピック準備局から大会施設部施設調整担当課長の臼井でございます。

○臼井施設調整担当課長 臼井でございます。よろしくお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、遠藤局長より御挨拶を申し上げます。

○遠藤環境局長 改めまして、局長の遠藤でございます。

委員の皆様方におかれましては、このたび大変お忙しい中をオリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会第3期の委員に御就任をいただきまして、まことにありがとうございます。

皆様御存じのように、もうすぐリオデジャネイロのオリンピック・パラリンピックの大会が開催されます。閉会されますと次は東京ということで、ますます東京大会に向けたさまざまな取り組みが加速してくるものと思われまます。

これらの中で環境アセスメントにつきましても、特に国民の関心が高いオリンピックスタジアムを初めといたしまして、新たな恒久施設の審議が予定されるなど、審議がいよいよ本格化してまいります。

このため、今期は第2期委員を努められた先生方に引き続きまして、新たに5名の委員の方に御就任をいただきまして、より充実した体制とさせていただきます。

委員の皆様方には東京2020大会の準備運営に伴う環境影響評価につきましてチェックをしていただき、環境に配慮された大会を実現すべく御指導を願いたいと思います。

以上、甚だ簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 遠藤局長は、他の公務がございますので、恐縮ですが、これで退席とさせていただきます。

○遠藤環境局長 よろしく申し上げます。

(遠藤環境局長退室)

○川道オリパラアセスメント担当課長 本日、次第にございますように、初めに会長の選任をしていただきまして、その後、会長職務代理者の指名、項目担当委員の設置及び指名、馬事公苑調査計画書にかかる項目別審議及び総括審議を行います。

それでは、議事の「1 会長選任」をお願いします。

会長の選任につきましては、資料1「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメ

ント評価委員会の設置及び運営に関する要綱」第4条の規定によりまして、委員の互選ということになってございます。

どなたか、いかがでございましょうか。

奥水委員、お願いいたします。

○奥水委員 第2期までの御経験と御実績を考えると、柳委員が最適かと思っておりますので御推薦いたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 柳委員への御推薦をいただきましたけれども、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○川道オリパラアセスメント担当課長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。

ただいま、会長に柳委員を、との御推薦がございましたので、柳委員に御就任をお願いしたいと思っております。

柳会長、どうぞ中央の会長席のほうへお移りください。

それでは、柳会長、御就任の御挨拶をいただけますでしょうか。お願いいたします。

○柳会長 ただいま御推薦いただきました柳でございます。今期も引き続きまして、皆様と審議を進めていきたいと思っております。

また、今期から新たに5名の委員の方々に御参加いただけるということですので、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど環境局長からお話がありましたが、このオリンピック・パラリンピックの環境アセスメントの目的といいますのは、技術指針というのが手元にあると思っておりますけれども、これに基づきまして環境への適切な配慮、さらには社会経済面への配慮を行うことによりまして、東京の持続可能な向上に資していくというところにその目的があります。今後、この評価委員会におきましては、これまでの新規の恒久施設のアセスメントに加えまして、大会の全体計画、さらには競技等々のアセスも審議していただくことになるかと思っております。

リオ大会が終わりますと東京にまた注目が集まってくるということもありますので、これからどうぞよろしく、鋭意御検討、御協力をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 ありがとうございます。

それでは、これから先の議事進行につきましては、柳会長をお願いいたしたいと存じます。

柳会長、よろしくお願いいたします。

○柳会長 それでは、次第に従いまして、議事を進行したいと思います。

まず、議事の2 「会長の職務代理者の指名」ですが、前期もお願いしておりました山本委員に引き続きお願いしたいと思います。山本委員、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、議事の3 「項目担当委員の設置及び指名」を行います。「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会の設置及び運営に関する要綱」の第7条に基づきまして、特定の項目を調査検討させるための項目担当委員の設置とそれぞれの委員の指名をさせていただきたいと存じます。資料2を御覧いただきたいと思います。

表面が委員の一覧ですが、裏面のほうに別紙として各項目の担当委員については、記載のとおりお願いしたいと思います。なお、予測事項によっては、御担当以外の委員の方にも調査検討等をお願いしたほうがよい場合もあるかと思われますので、そういった場合には適宜対応をよろしくお願いいたします。

そのような進め方で、特に御異議はないでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○柳会長 特にないようですので、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

委員の皆様方、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、議事の4 「馬事公苑について」です。調査計画書の項目別審議に入る前にオリパラ局から補足説明があると聞いておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○臼井施設調整担当課長 それでは、私、臼井から補足説明させていただきます。

馬事公苑の調査計画書の「土壌」の項目につきましては選定しない項目として整理しておりましたが、馬事公苑の敷地におけるこれまでの土地利用の状況に関しまして、土地利用の履歴等調査届出書を確認した結果、土壌汚染の可能性は否定できないとの情報を得ております。

これを踏まえまして「土壌」については、評価書案から項目に追加するものとさせていただきたいと考えてございます。

私からの補足説明につきましては以上になります。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等はございますでしょうか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 追加していただくのはそのとおりでよろしいかと思っておりますけれども、今回の経緯に関して「土壌」をしていないということは、追跡の調査の結果、基本的には「土壌」に

ついてはそういうものに使った施設がないということに、そういう情報がないということで判断をされたと理解をしていますけれども、それでよろしいですか。過去になかったということ。

○臼井施設調整担当課長　そういう意味では、過去にそういった土壌汚染の可能性は否定できないような土地利用の状況があったということで、それに対して。

○中杉委員　ですから、ただ、もとは計画書で出されたものは存在した履歴はないと書かれています。

これは結果として誤りであったことがわかったわけですが、これ自体が評価ができないのです。この計画書の審議をするときにこういうふうに書かれてしまうと、それを追究して本当かどうかということを確認するというところだけの情報が与えられていないということがあります。

そういう意味では、今後もこういうことが起こる。非常に残念で、私どもももう少ししっかり見て、可能性はないかどうかという評価をしなければいけなかったのですが、それを判断する材料をいただけないということでございますので、今後の施設について必ず土地履歴の調査について、土地履歴の調査の内容、具体的にどうしてこういう判断になったかということ詳しく説明できる資料を事務局のほうに提出をしていただきたい。こう言われてしまうと、土壌汚染は何もやらなくていいねということで、それ以上のことは言えない。

オリパラのアセスのほうで実際に評価を調べてみなければいけないということになりますので、そういうこともなかなか難しいですから、必ずそういう文書をつけて提出してください。それを見させていただいて、その判断が正しかったかどうかということを見させていただく。

残念ながらこういうことが起こってしまったものですから、今後そういうふうにはしないと。この我々の評価が適切であったかどうかということが問われることになりますので、よろしくお願いいたします。

○柳会長　何か事務局の補足はございますか。

○臼井施設調整担当課長　ただいまの資料とともに、この調査計画書を進めていく必要があるということで御指摘をいただいたと考えてございます。

今回の件はそういう意味では、情報を取得するのがおくれってしまったところもありましてこのような事態になっている状況でございますが、今後そういったことがないように、情報をしっかり収集して進めていければと考えてございます。

また今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○柳会長 調査委計画書自体には土壤汚染なしとなっているので、中杉委員の意見は、基本的に少し調査計画書を修正していただいて、地歴等を調べた結果、土壤汚染を項目として入れるという方向に変えたというところを、調査計画書でわかるようにしておいていただくということが必要かと思ひます。

前回の検討のときでもそういう意見が少し出されましたので、それでまた見直しをされたのだと思ひますので、そういうことで調査計画書自体が補正といひますか、そこに何らかの書き込みがないとなかなか審議ができないということなのだろうと思ひます。

○白井施設調整担当課長 図書への記入の方法につきまして、どのようにしていくのか具体的にまた事務局で考えさせておいて、その後、また御相談させていただければと思ひます。

○柳会長 そういうことでよろしいでしょうか。

ほかにいかがですか。

片谷委員、どうぞ。

○片谷委員 今の件ですけれども、別に図書をつくり直す、製本をし直すということまでやる必要はないと思ひまして、それはもう税金の無駄遣いと言われても仕方ないので、補足資料としてこの会議に出されたものは図書に準ずる資料になるわけですから、条例の審議会でも同じようにやっておりますし、追加資料の形で何か出していただいて、それが妥当であるかは中杉委員に判断していただければ、それが記録として残れば十分ではないかと思ひます。

○柳会長 私は補正と言ひましたけれども、別に図書をつくり直せとは全然言ひしていませんので、よく神奈川県審議会でも追加資料等をしてよくやっておられるのは承知しておりますので、そういう形で資料をお出しになるということで、それをもとに判断していただいて、実際に評価するという段階にいていただければと思ひます。

そういうことで、よろしいでしょうか。

ほかに特にないようでしたら、土壤の項目については、評価書案で選定するというようにしていただきたいと思ひますが、先ほどのように追加資料を出しておいていただくこととお願いいたします。

それでは、議事の4 「馬事公苑について」の調査計画書の項目別審議に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、馬事公苑の調査計画書の項目別審議のほ

うに移らせていただきます。

資料3-1をごらんください。「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価調査計画書（馬事公苑）に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について」という資料でございます。

こちらを一通り読ませていただいて、各項目ごとに意見をつけてございますので、こちらの意見をつけるに当たって各委員の先生と個別に事前に調整させていただいております。

その調整の経緯も含めて、私のほうで一通り説明をさせていただきまして、一括して御意見を賜るという流れにしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず「1 選定した環境影響評価の項目 19項目」と書いてございますが、先ほどお話が補足でございましたとおり「土壌」の項目が追加となつてございますので、20項目ということになってございます。

大気等、土壌、生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑、騒音・振動、日影、景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性、水利用、廃棄物、エコマテリアル、温室効果ガス、エネルギー、安全、消防・防災、交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全。

以上20項目でございます。

全てに共通する総括意見といたしまして2点ございます。

- 1 計画地は、多くの住宅、教育施設、福祉施設、医療施設等の環境上配慮すべき施設に囲まれた立地であり、本事業に対し周辺の道路幅が十分でない箇所も見受けられる。このことから、本事業の実施に当たっては、施工方法、使用する建設機械の種類及び台数、工事用車両の各走行ルートにおける台数、環境保全のための措置等について十分に検討し、周辺地域への環境負荷の低減及び安全の確保に努めること。
- 2 本事業では、解体工事及び建築・土木工事が実施されることから、解体施設、保全施設及び新築施設の対象や範囲等について明らかにした上で、適切に予測・評価を行うこと。

まず、この1点目でございますけれども、配付しておりますピンク色の冊子です。調査計画書の29ページを御覧ください。「主要公共施設位置図」となっております。それぞれ番号が振つてございまして、その番号に対応するものが1ページ手前の左側にあります「主な公共施設」になります。

ごらんいただけますとおり、全部で1～29まで番号を振つてございますけれども、学校です

とか幼稚園、保育所、福祉施設、病院等がございます。

これらの施設が馬事公苑の計画地、図でいうところの赤で囲われているところになるのですけれども、この周辺に点在しているという状況が確認できるかと思えます。

このことから、計画地がこれらの施設に囲まれているという状況に鑑みまして、環境保全の、いわゆる環境負荷の低減の措置ですとか交通安全といったものの措置をしてくださいというのが1点目でございます。

2番目の意見でございますけれども、9ページを御覧いただけますでしょうか。今回工事をします馬事公苑の工事後の計画の配置図が示されてございます。ここに書かれていますとおり、青色の四角で囲われているのが第1期工事ということで、オリンピックまでに建つ建物ということになりまして、赤色のほうが第2期工事ということで、それ以降に建つものということで2期に分かれているのですけれども、このような配置になりますということです。

一方で、現状の馬事公苑につきまして、どこが改変されて、どこが残るのか、どういう工事が行われるのかというところの詳細までは、この図書上は余り具体的に明記されていない箇所が少なからずありますので、そういったものがこれから評価書案をつくるに当たって明らかにされていくということですので、そういったものをきちんと明らかにして、予測評価にきちんと反映していただきたいというのが2点目の意見でございます。

続いて、資料3-1に戻りまして【生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑、共通】が1意見でございます。「緑化計画について、将来を見据えた適切な緑環境整備を行うとしていることから、現況からの変更内容を明らかにするとともに適切に予測・評価すること」。

これにつきましても今、御覧いただいております調査計画書の9ページに配置図が出ておりまして、工事後の緑の配置がおおむねわかるような形で図示はされているのですけれども、現況との対比が難しいかという状況になってございまして、以前、諮問をさせていただいた際に輿水委員からも御指摘がございまして、緑の現況がよくわからないということもございましたので、緑の現況がどうなっていて、そこからどう変化したのかというものについてわかるようなものを、評価書案の作成の際にはきちんと予測評価に盛り込んでいただきたいという意見でございます。

資料3-1のほうに戻りまして【騒音・振動】でございます。「計画地周辺の道路交通騒音は、現状でも環境基準を超えている地点があることから、工事用車両の走行に当たっては、計画的な運行管理、規制速度の遵守、急発進・急加速の防止等を適切に実施するなど、道路交通騒音の低減に努めること」となっています。

調査計画書の60ページを御覧いただけますでしょうか。

60～61ページに道路交通騒音の調査結果が出てございます。60ページの「表6.2-12 道路交通騒音調査結果」は全部で4地点ございまして、4点目のところです。「東京都市計画道路幹線街路 環状第八号線（環八通り）」ということになっていまして、この4番目の環八通りが中間、夜間ともに環境基準をやや超えている。夜間については5dBを超えているという状況になっていまして、今回のこの馬事公苑の工事にかかわらず現況として既に環八の通りにつきましても、道路交通騒音が既にやや超えている状況にあるということでございます。

右側の図をごらんいただければわかるのですが、馬事公苑の西側に■で「4」と書かれているところがございますけれども、南北方向に環八通りが通っておりまして、砧公園の脇で環境基準が超えているということでございます。

当然、馬事公苑の工事をやるに伴いまして、東西南北の関連する幹線道路には工事用車両が通ることになりますので、配慮していただきたいという意見でございます。

資料3-1に戻りまして、続きまして【交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全】でございます。「大会開催中における関連車両の走行に伴い、計画地周辺を走行する路線バスの運行への影響や歩行者等の安全への影響、周辺道路の交通渋滞等が懸念されることから、予測・評価に当たっては、大会開催中の輸送計画を踏まえ、適切に行うこと」。

今回から新しく委員になられた方のために、ちょっとくどいのですが、御説明いたしますと、今回調査計画書で定めた環境影響の項目ごとに、大会開催前、いわゆる工事に伴う影響を見る大会開催前のアセスメント、それから、大会開催中には大会用の関連車両も含めて独特の大会用のいろいろな動きがありますので、大会中を対象にしたアセスメント、予測評価、それから、大会が終わった後、レガシーとして残る部分の予測評価という、時系列にして大会前、開催中、大会後と3段階に分かれて時系列的にアセスメントすることになっていきます。

このうち、今回の意見は大会開催中のものを意見として述べておりまして、現状の路線バスについて23ページを御覧いただけますでしょうか。現状の路線バスの運行状況を書いたものがございます。

図を御覧いただければわかりますとおり、馬事公苑の周辺には既に路線バスが幾つも通っているという状況にございまして、大会開催中のバス等も含めた関連車両等の通行についてはまだ定まっていなくて、これからということになるのですが、前回意見聴取をした際にも意見が出ておりましたけれども、大会開催に伴う、例えばシャトルバスなどが通った

場合には路線バスへの影響などもあるでしょうという意見が出ておりました。そういったものと今の既存の路線バスとの関係というのをきちんと配慮していただいて、当然、路線バスの運行というのもありますし、車両の走行が増えることに伴う周辺の方の歩行者等の交通安全の影響もあるということで書かせていただいております。

資料3-1の裏面をごらんいただけますでしょうか。「2 選定しなかった環境影響評価の項目 16項目」となっておりますけれども、このうち「土壌」の項目が抜けますので15項目になります。

水質等、水循環、史跡・文化財、土地利用、地域分析、移転、スポーツ活動、文化活動、ボランティア、コミュニティ、環境への意識、衛生、経済波及、雇用、事業採算性。以上については選定しなかった項目ということになります。

「3 都民等の意見」でございますが、平成28年6月16日から7月5日まで20日間都民意見の募集を行いましたけれども、意見はございませんでした。

説明につきましては、以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か補足することはございますか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 先ほど「土壌」が加わったことに関してですが、「土壌」は実は調査計画書では調査内容が示されていないので、本来であれば調査計画が出された後にもう一回審議すべき話だろうと思いますけれども、実際にはそうもいかないと思いますので、ちょっとコメントをつけ加えさせていただこうかと思います。そういうことでよければ、大体想像するのにといいことで見ますけれども、また、実際の評価書を作成されるときに補足があれば、そこでコメントをするような形にして。

一つだけ注意をしていただきたいということがありまして、「土壌」のお話は先ほど土壌汚染が現状存在するというもので、これをどうするかという話が当然入ってくる。その辺が中心になるかと思います。

もう一つ重要なのは、今後の施設は同じような内容のものになるだろうと。現在の施設が土壌汚染を存在させているということを考えると、今後使うときに新たに汚染を起こさないということの対応が必要であろうと。そこら辺はかなり重要で、通常だと別の形で使うので、使用は全く問題がないということになるのですが、これについては同じように使うということになるので、その分についても予測評価して、きちんと対応を書きいただく。それをお

願いしておきたい。

それは場合によってはコメントとしてつけ加えていただいで、多分資料3-2のほうに飛んでしまいますけれども、項目別審議の中にも「土壌」を加えていただくという計らいをして、場合によっては、本来であればもう一回改めて調査計画を出していただいで審議をしなければいけないのですけれども、多分時間的な問題もありますから、そういう対応にしたらよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

○柳会長 ただいまの中杉委員の提案について、何か御意見はございますか。

事務局からどうぞ。

○川道オリパラアセスメント担当課長 まず、調査計画書のアセス実施者が出されましたこの図書に「土壌」の項目が入っていなかったということで、今回土壌汚染の恐れがないとも言えないという情報が新しく入ったので、選定するほうに変更しますというのを冒頭アセス実施者のほうから説明したのですけれども、これを踏まえて、本来どういう手続かという話も含めて、新しい委員がいらっしゃるので、考え方の整理も含めて事務局のほうから御意見を申し上げたいと思います。

アセスメント指針がございますので、こちらをごらんいただけますでしょうか。8ページになります。7ページの下段から続くものなのですけれども、オリパラのアセスは、本来都の条例のアセスメントなどに準拠してやっているアセスメントということになるのですけれども、今、中杉委員がおっしゃられたように、例えば項目選定に不備があったりした場合には、本来は、図書をつくり直してもう一度手続をやり直すというのが一番手厚い対応になるのですけれども、7ページの左下の「⑩ その他」というところにありまして、既に云々と書いていますけれども、8ページの一番上の「また、会場等の変更による実施段階アセス図書のやり直しは行わず、次の段階の実施段階アセス図書又はフォローアップ図書への反映をもって変更とみなすことができる」というのが、このオリパラアセス独自の規定として盛り込んでいまして、今回は当然会場の変更ではないのですけれども、何かしら状況に変化があったり、今回のように新しく情報が入って項目をふやしますとかというのがあった場合には、後の図書で反映することが可能という規定にはなっております。

我々事務局のほうの判断としましては、調査計画書につきましてはいわゆる環境項目、社会経済項目のうち影響があるであろう項目をまず、選定するということが一つの目的でございます。

選定された項目につきましては、調査する場所、調査をする方法、これらについて正しい

場所、正しい調査方法で調査が行われるのかということを確認するというのが調査計画書という位置づけをさせていただきます。

今回、土壌につきましては、どこで調査をするのかという調査の地点、それから、どういう調査をするのかという調査の場所。これが調査計画書の中で今、明示されていないという状況になってございまして、それをきちんと確認をしないで評価書案に入るのは本来は余り望ましくないということが中杉委員の御意見であったと思います。

これにつきましては、一応事務局としましては、選定する以上はきちんと担当委員の中杉委員と事前に協議をしながら、アセス実施者とともに評価書案を適切な調査地点、調査方法で行っていくということで、指導をしながら評価書案までたどり着きたいと考えてございまして、調査計画書のやり直しは行わずに、後の図書である評価書案のほうに反映する。反映するに当たっては中杉委員とのいわゆる個別の対応になるのですけれども、個別に事前に落ち度がないような地点の選定、方法の選定をしてやっていきたいと思っていますので、後の図書である評価書案での対応とさせていただきたいと考えています。

以上を踏まえて、先ほど資料3-2の総括意見の話が出たのですけれども、非常に形式的な整理になるのですけれども、あくまで総括意見につきましては、現在出されている調査計画書についての意見ということになりますので、今、項目選定をされていない土壌の項目について意見をつけるというのは、正規の手続から外れるものですから、この総括意見のところに明記する、この中に盛り込むというのは今回はふさわしくないかと思っています。

かわりにというわけではないのですけれども、柳会長からお話があった、いわゆる補正なり補足のものを何かつけることになると思うのですけれども、差し支えがなければ今回審議をしています議事録も正規の資料として後々公表されますので、これをもって約束事項として記録するというにしたいと存じます。

もし、それでは手薄いという話であれば、補足の資料を別途追加するということも検討したいと考えていますけれども、支障がなければ速記録をもってかえたいと思っておりますけれどもいかがでございでしょうか。

○柳会長 今、事務局から説明がありましたけれども、そういった対応でよろしいでしょうか。

また、この案の中には「第3 その他」のところでそれに関連して読み込むことができる記述もありますので、そういう方向で対応するというのでよろしいでしょうか。

何かありますか。

片谷委員、どうぞ。

○片谷委員 基本的にはそれでよろしいかと思えます。

きょうの議事録にこの追加された項目の取り扱いについて、妥当性の判断は中杉委員に、もしくは、中杉委員と会長に一任したという記録を書きおけば、この委員会としての責務は果たしたことになるかと思いますが、いかがでしょうか。

○柳会長 ありがとうございます。

片谷委員からそういう意見がありましたので、この取り扱いについては中杉委員と私に一任させていただくということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○柳会長 ありがとうございます。そういうことで進めさせていただきます。

ほかに何か御意見は。

千葉委員、どうぞ。

○千葉委員 それでいいのですけれども、余りにも漠然としていてわかりにくいのです。どういう種類の汚染の疑いがあるのでしょうか。全然それがわからなくて。

○柳会長 事務局から説明をお願いいたします。

前回の委員会の際に中杉委員から、馬事公苑に厩舎があるわけですね。そうすると、そういうところで硝酸性窒素とかそういった汚染がないのかという指摘もありましたけれども、その関連だと私は理解したのですが、それではない、ほかにもあったわけですね。

中杉委員のほうで何か。

○中杉委員 事務局のほうで正確に答えると思えます。

○柳会長 そうですか。

それでは、事務局のほうで説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 私のほうから。

済みません。今、手元に資料を用意していないので口頭になるのですがよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○川道オリパラアセスメント担当課長 まず、地図ということで、調査計画書の9ページに配置図が出てございますのでごらんいただけますでしょうか。これは計画が立て変わった後の地図なのでなかなか説明しづらいのですが、おおむねの位置と内容だけ御説明したいと思います。

まず、図面の、これは北が図書の下のほうを向いているので南北が逆になっているのですが、図書でいうところの上側です。南側、南東側に飛び出した、出っ張っている敷地があると思うのですが、そこが陸軍の衛生材料廠というのですかね。あるいは、駐留軍の倉庫というものがあったそうです。そういうことで、その中にいわゆる薬品といったものがあったり、場合によってはPCBなどの汚染廃棄物もあったように、記録としてあるということでした。

それから、図書でいうところの左側、東側に駐車場が飛び出していると思うのですが、この駐車場に当たる場所に、どうやらかつてガソリンスタンド、ガソリンの給油場があったということらしくて、それについてももしかしたら、いわゆるガソリンを入れている貯蔵のタンクみたいなものがまだ残っているかもしれないし、撤去されているかもしれない。そういうものがどうやらあったらしいということです。

今、申し上げた南側と東側の駐車場の出っ張っているところの接点に当たるところです。馬事公苑の大きい長方形の敷地の左上とといいますか、南東側に赤い色で「厩舎B-7」とか「ウォーキングマシン」とか書かれているところがあるかと思えますけれども、ちょうどこのあたりに診療所と、馬の蹄鉄をつける装蹄所というのがどうやらあったらしくて、これは現状でそれがありますということです。その診療所にかかる薬品の類いですとか、装蹄所の場合にはかつて鉛とかで溶接をしたりというのもあったと聞いていますので、そういったものがありましたということです。

そういったものが一応今回の計画地の中で、必ずしも汚染がされていると確認がとれているわけではないのですが、汚染されている可能性が否定できない土地ということで今、届け出が出されているという状況でございます。

○柳会長 千葉委員、よろしいでしょうか。

○千葉委員 はい。

○柳会長 山本委員、どうぞ。

○山本委員 今回の対応は今、片谷先生がおっしゃった方法でいいと思いますけれども、計画書の時点で中杉委員のような意見があった場合には、あらかじめ事業者としての見解をちゃんと補足説明資料で出していただいて、そして選択する、しない、あるいは選択する場合にはある程度の方法はつくって出していただきたいと思います。

今回は、時間的な事情があるのでしょうかけれども、今後はこういうことがないようにお願いしたいと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに。

杉田委員、どうぞ。

○杉田委員 先ほど中杉先生と会長がおっしゃった硝酸汚染の可能性はもうないということなのでしょうか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 何の汚染ですか。

○柳会長 硝酸性窒素です。

○川道オリパラアセスメント担当課長 その汚染の可能性については今のところ、正直なところどちらとも断定はできていない状況にあります。

今回、今のお話の流れでおわかりのとおり、土壌の項目を選定してございますので、評価書の作成に当たって中杉先生とかと相談しながら、なるべくきちんとやっていきたいと思っています。その中で明らかにしていきたいと思っています。

○柳会長 中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 補足しますけれども、土対法は硝酸性窒素は基準項目ではありませんので、土壌のほうからはわかりません。

私が申し上げたのは、ああいうところだと地下水汚染を起こしている可能性があるので、この付近で地下水汚染の東京都の調査などがありますから、それで硝酸性窒素汚染はないということを確認しておいてくださいと。それだけの、そういう軽い意味です。

ここは実際にいろいろな今の過去のあれを拝見すると、例えば単純に考えると同じように比較はできませんけれども、家畜衛生試験場の跡地は水銀の汚染がありました。これは畜舎に入るときに昇乗のたらいに足を突っ込んで出入りしていたということが原因なのですけれども、そういうことを考えると、なるほど、こういうのがあったのだなと思いながら、そういう施設がございませぬという御説明だったので、何も意見が言えなかったという事情なのです。

○川道オリパラアセスメント担当課長 柳会長、よろしいですか。

○柳会長 どうぞ。

○川道オリパラアセスメント担当課長 今回、選定しなかった項目ということで水循環を選定してございませぬが、今のお話にございましたような硝酸性窒素ですかね。

今、馬事公苑は現状井戸を使って水をとってございます。新しい計画でも、どうやら井戸の位置は若干変わったりするようなのですけれども、同じように井戸水、井水を使うという

ことになっておりますので、現状の井戸について、恐らく何かしら水質の把握をなされていると思うので、そういったものを使って確認するなり、適切に対応できるようにアセス実施者と調整したいと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

寺島委員、どうぞ。

○寺島委員 史跡文化財担当なのですけれども「選定しなかった環境影響評価の項目」なので選ばれておりませんで、それも全く構わないのですけれども、79ページに埋蔵文化財の地図が載っておりますけれども、かなり近くまで、主として縄文等の遺跡が散在する。馬事公苑はこの調査計画書を見ますと、昭和15年に初めてつくられて、39年に東京オリンピックで使われて、いずれにしろそれほど深い地下の掘削はされていないと思います。

今回、土木工事も伴うということで、近隣に遺跡が散在していることから発見される可能性がないとは言えないわけです。

この計画書の対応は104ページに定型的な、決まり切った文章で「なお、工事の実施に伴い新たに史跡・文化財が確認された場合には」云々と書いてあって、文章としてはこういう書き方しかないのでしょうかけれども、実際には事前に、これは前から別の件でも申し上げていることなのですけれども、事前に地元の協議会の方とよく相談していただいたら、多分親切に対応してくれると思いますので、あるとかないとか、ある程度見通しをもってこの建設にかかっていたきたいし、それを踏まえて工事中に遺跡等が見つかりましたら十分に対応していただきたいと考えております。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○水村委員 安全と交通に関して担当しております水村と申します。本日から出席しておりますので、若干咀嚼し切れていないことがあるのですけれども、意見と質問をさせていただきますと思います。

資料3-1ということで、交通渋滞、公共交通のアクセシビリティ、交通安全というところで、安全への影響を検討するようという項目を入れていただいたわけなのですけれども、これにかかわる資料といたしましては、計画書の23ページ、29ページです。

23ページのほうにバス路線の路線図が、29ページのほうに地域に所在しております教育機関、福祉施設の配置図が掲載してあるのですけれども、基本的に近年通学路に車両が突っ込

むような交通事故がありまして、地域の特性を見ますと住宅地や教育施設が多いので、そういった点に御検討いただきたいということを先日申し上げて入れていただいたように思うのですが、恐らく工事車両などが入りますと、やはりこういったバス路線が、特にそういった車両が通過する路線となると思うのです。

こうしたところと、小中学校や福祉施設の通学路や、あるいは高齢者や障害者の輸送路、通所のための経路というものがどういうふうに重なっているかということも非常に重要なポイントになってくると思います。

そのことについては、やはり29ページと23ページにあるようなものを一つに表現しておく必要もあるのではないかとということと、本日は開催中についての御検討の会だと伺ったのですが、むしろ開催期間は、例えば子供にとっては夏休み期間ですので余り影響がないと思うのですけれども、開催前のことについてはいつ、どの時点で御検討されたかということをお教えいただければと思います。

○川道オリパラアセスメント担当課長 御意見で頂戴しました路線バスとか、あとは29ページにあるような公共施設の配置、例えば通学路とか、そういったものの重ね合わせみたいなものにつきましては、全てを重ね合わせると結構ごちゃっとしてしまうので、あえて分けて示す場合もあるので、評価書の中では何かしらそういったものを、交通安全なら交通安全にかかわるようなものを図示したものをつけるようにはなるべくしてございますので、評価書案をつくる段階あるいは評価書案から評価書にする段階で、またいろいろと御意見を頂戴しながら、適切なものにしていきたいと思っております。

先ほどの大会開催中以外の、例えば工事用車両などにつきましての交通安全の配慮ということにつきましては、こちらは総括意見の1番のほうでまとめさせていただいております。

さまざまな配慮すべき施設が周辺にございまして、それに対して工事の大気、交通車両と敷地の中で工事をする重機の大気、騒音・振動、周りへの交通安全等の配慮といったものについては、総括意見の1の一番最後にまとめて書いてしまっているのですけれども、周辺地域への環境負荷の低減というところが大気なり騒音なりというのを特に意図しております。

それから、交通安全の確保というところで「及び」でつないで併記するという形でまとめさせていただいております。

以上でございます。

○水村委員 済みません。理解しきれていない部分があるのですが、総括意見に関しましてはそうした時系列の全てというか、開催中までを網羅したものであると。

そして、評価項目ごとに上がっているものは、開催期間中に該当するものであると理解すればよろしいのでしょうか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 今回、意見聴取をした際に、大会開催中の関連車両の走行ルート等が不明であるということと、開催中のそういった車両が入ってきて、なおかつ路線バスも通っているみたいなところのお話が、特別議論をされた経緯がございましたので、そこだけ特別切り出して交通渋滞、公共交通やアクセシビリティ、交通安全というところで特記しているといいのですかね。特出しして書いてございます。

この公共交通渋滞のところでは抜き出したものを除いたその他の部分ということになるのですけれども【総括意見】の3行目、真ん中のほうに書いていますけれども「本事業の実施に当たっては」というところで、基本的には建設機械ですとか工事用車両という言い方に限定をしております。そうすると、基本的には工事中のものが大体中心ということになってまいります。なので、そういう意味では、一部の総括意見では大会開催中は工事用車両とか、当然建設機械もないのでそれは含まずに、関連車両という言い方に大会開催中はなると思いますので、そういったものは1番の意見では含んでいないというふうに読んでいただければと思います。

○水村委員 わかりました。ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

片谷委員、どうぞ。

○片谷委員 今の水村委員の御意見にかかわることで、前の期までは私が担当していた項目ですので、どういうことを申し上げていたかということ若干御説明しておきたいと思いません。

この場所が、世田谷通りはそこそこ幅があるのですけれども、それ以外は本当にバスがすれ違うのがやっというよりはちょっと幅があるぐらいの、かなり狭い道路で周辺が囲まれているという状況なので、もちろん工事用車両がたくさん走るときの配慮は必要なのですが、開催中については当然バスの増発等が行われることが予想されるので、日本ですと馬術は特别人気のある種目ではありませんけれども、国によっては非常に人気の高い種目と聞いていますので、海外から来られた方がたくさん集まられるという可能性もあります。そういうときに臨時にバスを増発したりしますと、そのバスをどこで回して戻すかというようなことも出てくるので、そういうバスの回転場みたいなことも今のうちから考慮して、直前になって場所がありませんということにならないようにしてほしいということは、前回の委員会でも

既に申し上げたことです。

開催中の周辺の公共施設等との兼ね合いの問題につきましては、確かに今、御発言があったように、重ね合わせたような図もあるとより見やすくなると思いますので、次の図書ではそういう図も追加していただくという御指摘には私も賛成いたします。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

野部委員、どうぞ。

○野部委員 済みません。温室効果ガスとエネルギーを担当しておりますが、この段階ではこれで結構だと思うのですが、次の環境影響評価書案になったときに、この建物群がどのような位置づけになるかというのを、個人的な意見も含まれますが、お願いといいますか、そういったことを事業者にお伝えいただければということで発言させていただきたいと思いません。

オリンピック招致の立候補ファイルに「環境」という項目がございます、そこには「カーボンニュートラルな大会を実現する」ということが書かれています。この馬事公苑の建物は、そういう意味ではそういう標榜をするにはやりやすい環境かと考えております。

ほかの競技場、施設がなかかなそういった側面が見えづらい計画が多いような印象がありまして、ここはそういう意味では、私個人としてはカーボンニュートラルに貢献するような象徴的なロケーションではないかと考えておりますので、期待しているということを事務局からお伝えいただければと思います。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それを事務局から伝えておいていただくとありがたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 私は騒音担当です。騒音・振動についてはこの【総括意見】の中でほぼ網羅されていると思います。

それから、今回の計画書案の調査地点であるとか調査方法については、特に意見はありません。これでいいかと思えます。

騒音・振動のところの項目の意見は、やや評価書案の意見に近いような感じがするのです。

周辺にある幹線交通を担う道路が幾つかありますけれども、そこからこの狭い道路に大型車、工事用車両が入ってくるということを勘案して、できるだけ環境負荷の少ないような計画にしてほしい。その上で評価書案を作成してほしいという意味だと御理解いただければいいかと思います。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

最初に坂委員、どうぞ。

○坂委員 坂です。初めまして。

先ほど説明していただきました9ページの1期工事と2期工事のところ、観客席のところですが、先ほど御指摘がありましたように海外では結構人気が高いということで、たくさんの観客の方が来られるかと思うのですけれども、時期的なものを考えると、屋根つきの常設観覧所が開催後になっているのですが、恐らく常設観覧席のところは屋根が既にあって、その後、大会後に屋根つけということになると思うのですが、時期、気温とかそういったことを考えると、屋根つきというものがあつたほうが、熱中症でありますとかそういった問題もありますし、いいのではないかと思うのですが、この屋根つきの常設観覧席が大会後になるというのは何か理由があるのでしょうか。

○臼井施設調整担当課長 大会時の観客席につきまして、IOCの規定等で定められた座席数等がございまして、固設で残す部分と仮設でつくる部分とまた変わってくる部分があると思っております、この図の中では仮設の部分については、今回のアセスの対象は固設で残る部分になっておりまして、そういった関係から固設部分の表記となっております。

実際のところ、仮設の部分というのはまだ詳細に固まっているところではないところがありまして、今回の部分は固設の施設だと考えていただければと思っております。

○坂委員 仮設で屋根がつくということも可能性としてはあるということですか。観客席が仮設でというのは割と大きな大会ではあるかと思うのですが、仮設の屋根は余り聞かないですね。

○臼井施設調整担当課長 仮設席の屋根の状況については、確かにそこまで検討が進んでいる状況ではございませんが、暑さ対策について進めていくということも私どもの計画の中に入っておりますので、そのあたりも含めて進めていければと思っております。

○柳会長 ありがとうございます。

千葉委員、どうぞ。

○千葉委員 60～61ページの騒音のところなのですが、この60ページの表の中は現在ですね。

○臼井施設調整担当課長 はい。

○千葉委員 そうですね。それで4がいずれにしても超えているというのですけれども、もう少し高くなる可能性がありますね。

それと、4のところのすぐ近くに関東中央病院があるのですが、それで夜間65dBですか。

○臼井施設調整担当課長 そうですね。測定結果としてはそのような状況となっております。

○千葉委員 環境基準が夜間65dBなのですからけれども、これは正しいですか。

○臼井施設調整担当課長 測定結果は70です。その夜間の基準が65dBと。なるほど。

こちらは再度確認させていただいて。

○千葉委員 中央病院がある割には高過ぎるという。

○山本委員 環境基準の中に幹線交通を担う道路から15mあるいは20mの範囲で特例というのがありまして、類型指定にかかわらず昼間は70、夜間は65というふうになっておりますので、それでここでは環境基準と書いてある項目に70、65とありますけれども、それは特例の数値になっているとお考えいただければと思います。

○千葉委員 ありがとうございます。

○柳会長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

御意見がないようですので、生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑、騒音・震動、交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全につきましては、先ほど指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

以上でこの馬事公苑の項目別審議は終わりますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、本案件の項目別審議は全て終了いたしました。引き続き総括審議を行います。事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料3-2をごらんください。調査計画書の、この評価委員会としての意見というものを取りまとめたものの内容の案を私が読み上げるということになるのですけれども、先ほど私のほうから御説明させていただいたとおり「土壌」につきましては今回の意見の中には含まれていませんので、今回、この場でお話しさせていただいた内容を速記録という形で別途取りまとめて公表いたしますので、それをもって「土壌」

のほうは対応するというので「土壌」がないもので読み上げさせていただきますので、御確認いただければと思います。

「(案) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価調査計画書(馬事公苑) について(意見)」

第1 審議経過

本評価委員会では、平成28年6月23日に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価調査計画書(馬事公苑)」(以下「調査計画書」という。)について意見聴取されて以降、審議を重ね、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

これについては一番後ろについてございます。

第2 審議結果

【総括意見】

1 計画地は、多くの住宅、教育施設、福祉施設、医療施設等の環境上配慮すべき施設に囲まれた立地であり、本事業に対し周辺の道路幅が十分でない箇所も見受けられる。このことから、本事業の実施に当たっては、施工方法、使用する建設機械の種類及び台数、工事用車両の各走行ルートにおける台数、環境保全のための措置等について十分に検討し、周辺地域への環境負荷の低減及び安全の確保に努めること。

2 本事業では、解体工事及び建築・土木工事が実施されることから、解体施設、保全施設及び新築施設の対象や範囲等について明らかにした上で、適切に予測・評価を行うこと。

【生物の成育・生息基盤、生物・生態系、緑、共通】

緑化計画について、将来を見据えた適切な緑環境整備を行うとしていることから、現況からの変更内容を明らかにするとともに適切に予測・評価すること。

【騒音・振動】

計画地周辺の道路交通騒音は、現状でも環境基準を超えている地点があることから、工事用車両の走行に当たっては、計画的な運行管理、規制速度の遵守、急発進・急加速の防止等を適切に実施するなど、道路交通騒音の低減に努めること。

【交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全】

大会開催中における関連車両等の走行に伴い、計画地周辺を走行する路線バスの運行への影響や歩行者等の安全への影響、周辺道路の交通渋滞等が懸念されることから、予測・評価に当たっては、大会開催中の輸送計画を踏まえ、適切に行うこと。

第3 その他

選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

千葉委員、どうぞ。

○千葉委員 第2の【総括意見】の2番目のところに解体施設とありますけれども、これはアスベストを使っていないということは確認済みですか。アスベストの問題がどうなのかと気になりました。

○臼井施設調整担当課長 アスベストの状況が今、手元に資料がない状況でございまして、申しわけございません。確認させていただいて進めさせていただければと思います。

○柳会長 片谷委員、どうぞ。

○片谷委員 今の千葉委員の御指摘は、年代的には懸念はあると思いますが、ただし、アスベストに関しては別の法規で規制がかかっていますから、当然それに準拠して工事をしなければいけないわけで、アセスの中で触れておくのはもちろんいいかもしれませんが、触れなければいけないということではないと思います。

○柳会長 基本は法令遵守というのが前提ですので、大防法ですとか建築基準法で一応の規制がかかっていますので、それはちゃんと解体時には配慮されるということだと思います。

何か。どうぞ。

○事務局 先日のJRAによる住民説明会の場で、やはりアスベストに関する解体工事の御質問がありまして、そのときの御回答としましては、現在調査中ですということでありました。適切に対応してまいりますということで御回答されていまして、こちらもその趣旨に従ってやっていきたいと思えます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特に、御意見がないようですので、ただいま、事務局が朗読した案文のとおり、本委員会の「意見」としたいと思えますがよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。事務局で意見書の「かがみ」を配付してください。

(意見書かがみ文配付)

○柳会長 それでは「評価委員会意見」を読み上げてください。

○川道オリパラアセスメント担当課長 読み上げさせていただきます。

28東環評第4号

平成28年7月8日

東京都環境局長

遠藤 雅彦 殿

東京2020オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会会長 柳 憲一郎

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

実施段階環境影響評価調査計画書（馬事公苑）について（意見）

平成28年6月23日付28環総政第357号で意見聴取があったこのことについて、当評価委員会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど読み上げました資料3-2のとおりでございます。

以上でございます。

○柳会長 ただいま、朗読しましたとおり「評価委員会意見」を東京都環境局長に提出することにいたします。

ほかに、何か御質問等がございますでしょうか。

その他、本日事務局からの説明について何か質問等がございますでしょうか。

特に御発言がないようですので、これをもちまして、本日の評価委員会は、終了させていただきます。

(午後2時42分閉会)